

令和8年度

要請書等

- 1 レインボーユニオン（新潟労働局長・新潟地方最低賃金審議会会長あて「2025年度新潟県最低賃金改正決定答申の附帯決議に対する検証結果の報告を求める要望書」令和8年4月20日）
- 2 新潟県労働組合総連合／レインボーユニオン／えちごユニオン（新潟労働局長・新潟地方最低賃金審議会会長あて「最低賃金に関わる要請書」令和8年6月30日）
- 3 新潟県弁護士会（新潟地方最低賃金審議会あて「最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の是正及び中小零細企業への実効的支援等の実施を求める会長声明」令和8年6月25日）

2026年4月20日

新潟労働局長 様

新潟地方最低賃金審議会長 様

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

2025年度新潟県最低賃金改正決定答申の

附帯決議に対する検証結果の報告を求める要望書

例年、新潟地方最低賃金審議会が新潟県最低賃金の改正を答申する際、中小企業支援や取引適正化などを政府等に求める「附帯決議」が付されています。

この附帯決議は、大幅な賃金引き上げが中小企業・小規模事業者の経営に与える影響を緩和し、持続的な賃金引上げを可能にするための条件として重要な役割を果たしています。しかし、このような要請事項が具体的にどのようにして施策に反映されたのか、どのような効果をもたらしたのかについて、次年度の審議会において十分な事後報告が行われているとは言いがたい状況です。

附帯決議が本当に意味を持つためには、その結果を確かめられる仕組みが必要です。

つきましては、以下のとおり要望します。

記

- 1 2025年度の附帯決議においては、以下のような具体的な項目に関する要望がなされています。これらの要望が、具体的な施策としてどのように取り組まれているかを明らかにすること。

- (1) 労務費を含む価格転嫁対策の徹底と官公需における対応
 - (2) 各種支援制度（助成金等）の手続き簡素化、要件緩和、助成率の拡大
 - (3) 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の周知徹底と利用しやすい制度への改善
 - (4) 制度融資における金利軽減や利子補給、要件緩和
 - (5) 消費者への価格転嫁への理解の醸成や物価高対策
 - (6) 「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進
- 2 毎年度の第1回新潟地方最低賃金審議会において、前年度の附帯決議に基づき「どのような要望を行い、それに対して政府等がどのような具体的施策を講じて、どのような結果が得られたか」を資料として取りまとめ、審議会に報告すること。
 - 3 上記2の報告資料は、新潟労働局のホームページにおいて公開し、透明性を確保すること。
 - 4 附帯決議の内容が十分に達成されていないと判断される場合には、その要因を丁寧に検証した上で、次年度の答申や政府・自治体等への意見提出において、より実効性のある要望に改善する仕組みを整えること。

以上

2026年6月30日

新潟労働局

局長 黒部 恭志 様

新潟地方最低賃金審議会

会長 長谷川雪子 様

新潟県労働組合総連合

議長 寺崎 洋子

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

えちごユニオン

執行委員長 小山 一郎

(公印省略)

最低賃金に関わる要請書

2026年新潟地方最低賃金の改定にあたって、以下のとおり要請します。

1. 総務省は、2月3日に発表した2025年の人口移動報告では、新潟県からの人口が流出する転出超過は6,379人と全国で4番目に多くなっています。新潟県は、私たちとの話し合いの場において、「最低賃金の低さが人口流失の一つの要因になっている」と見解を示しており、新潟労働局も同様に考えを示しています。

この実態を放置するなら、さらに新潟県の人口減少がすすみ、地域経済にとっても大きな影響を及ぼしかねません。このことから次の二点を要請します。

(1) 新潟地方最低賃金1,050円では、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障」には不十分です。私たちの生計費試算調査(基準日:2024年8月末)では、新潟市居住・25歳・単身一人暮らしに必要な最低限の金額は時給で1,837円です。これ以降も物価上昇は続いており最賃近傍で働く労働者の暮らしは厳しくなっています。

2026年最低賃金改定にあたっては、1,700円以上に引き上げることを強く要請します。

(2) 中小零細企業の経営者からは、最低賃金の引上げと合わせて社会保障費の経営者負担の増加が経営を厳しくさせているとの声が出されています。新潟労働局長と新潟地方最低賃金審議会は、その声に応え、賃上げに必要な中小企業への直接的な支援策を講じるよう、すみやかに県知事への要請を実施してください。

2. 2025年の最低賃金改定では、全国で改定日の遅延や延期がありました。最低賃金法の解説書では、発効日までの期間を「周知のための期間」としています。また、地方審議会は「労働局長に対して最低賃金額の答申を行うこと」が任務であって、その決定権は、あくまで厚生労働省に在籍する都道府県労働局長にあります。現行の地方最低賃金審議会の独自性は保障しながらも、発効日については「10月1日発行の原則を守る」ことを厚生労働省に要請してください。

以上

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデータとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

※アップデータとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2026年6月25日現在

| 都道府県 | 都市名 | 消費支出 | | | | | | | | | | 非消費額 | 非消費率 | 予備費 | 最低生計費 | | | | 調査結果発表時期 | 若年単身者数 | |
|------|-------|---------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|--------|----------|----------|----------|
| | | 食費 | 住居費 | 水光熱費 | 家具用品 | 被服 | 医療 | 交通 | 教育 | 娯楽 | その他 | | | | 支出 | 月額(税抜) | 月額(税込) | 年額(税込) | | | 時間(150h) |
| 愛知県 | 名古屋 | 199,394 | 50,667 | 8,340 | 4,610 | 10,176 | 5,914 | 7,949 | 0 | 26,910 | 24,324 | 63,990 | 22.69% | 19,900 | 219,294 | 283,284 | 3,399,403 | 1,889 | A | 2016年2月 | 217 |
| 高知県 | 高知市 | 212,763 | 57,088 | 9,661 | 3,813 | 7,486 | 1,572 | 40,972 | 0 | 31,868 | 21,294 | 57,617 | 19.76% | 21,200 | 233,953 | 291,570 | 3,498,842 | 1,944 | C | 2022年6月 | 94 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 209,645 | 53,258 | 12,182 | 3,991 | 7,808 | 3,955 | 39,110 | 0 | 26,633 | 22,708 | 53,637 | 18.87% | 20,900 | 230,545 | 284,182 | 3,410,184 | 1,895 | C | 2026年6月 | 69 |
| 青森県 | 青森市 | 202,819 | 52,290 | 10,800 | 4,545 | 7,200 | 2,754 | 38,251 | 0 | 24,360 | 23,619 | 53,051 | 19.22% | 20,200 | 223,019 | 276,070 | 3,312,842 | 1,840 | C | | |
| 秋田県 | 秋田市 | 204,032 | 53,791 | 10,300 | 4,244 | 7,527 | 2,819 | 37,642 | 0 | 25,163 | 23,545 | 57,636 | 20.43% | 20,400 | 224,432 | 282,068 | 3,384,821 | 1,880 | C | | |
| 岩手県 | 盛岡市 | 208,659 | 52,570 | 11,525 | 5,626 | 7,801 | 2,759 | 38,802 | 0 | 24,837 | 23,740 | 56,904 | 19.87% | 20,800 | 229,459 | 286,363 | 3,436,358 | 1,909 | C | | |
| 山形県 | 山形市 | 207,132 | 54,952 | 10,304 | 4,864 | 6,506 | 2,802 | 38,527 | 0 | 23,825 | 25,350 | 54,435 | 19.28% | 20,700 | 227,832 | 282,267 | 3,367,203 | 1,882 | C | | |
| 宮城県 | 仙台市 | 211,247 | 55,278 | 10,086 | 4,631 | 8,230 | 2,742 | 39,170 | 0 | 24,240 | 23,871 | 63,112 | 21.36% | 21,100 | 232,347 | 295,459 | 3,545,506 | 1,970 | B | | |
| 福島県 | 福島市 | 205,384 | 54,513 | 10,349 | 4,312 | 6,952 | 2,722 | 38,337 | 0 | 24,569 | 23,630 | 58,690 | 20.12% | 20,500 | 225,884 | 282,774 | 3,393,286 | 1,885 | B | | |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 199,270 | 51,578 | 9,939 | 3,813 | 8,528 | 1,633 | 38,566 | 0 | 23,906 | 18,287 | 57,608 | 20.81% | 19,900 | 219,170 | 276,778 | 3,321,331 | 1,845 | B | 2016年3月 | 270 |
| 静岡県 | 静岡市 | 206,839 | 46,467 | 8,716 | 5,041 | 8,599 | 3,551 | 45,130 | 0 | 21,436 | 22,899 | 56,157 | 20.36% | 20,600 | 227,439 | 285,596 | 3,427,155 | 1,904 | B | 2023年1月 | 38 |
| 東京都 | 京都市 | 205,697 | 57,944 | 8,188 | 5,157 | 14,526 | 1,206 | 16,975 | 0 | 25,693 | 29,134 | 58,005 | 20.41% | 20,500 | 226,197 | 284,202 | 3,410,426 | 1,895 | B | 2015年12月 | 195 |
| 東京都 | 北区 | 203,757 | 61,112 | 60,417 | 7,940 | 3,163 | 7,777 | 1,080 | 9,734 | 0 | 29,506 | 30,977 | 21.39% | 20,300 | 224,057 | 285,034 | 3,420,407 | 1,900 | A | 2019年4月 | 412 |
| 新潟県 | 新潟市 | 198,753 | 48,879 | 9,900 | 4,302 | 7,545 | 4,481 | 40,712 | 0 | 18,980 | 21,935 | 57,009 | 20.69% | 19,800 | 218,563 | 275,562 | 3,306,744 | 1,837 | B | 2019年9月 | 411 |
| 長野県 | 長野市 | 204,601 | 50,588 | 8,166 | 5,193 | 8,237 | 1,058 | 31,268 | 0 | 29,303 | 27,069 | 57,295 | 20.30% | 20,400 | 225,001 | 282,296 | 3,367,551 | 1,882 | B | 2015年12月 | 74 |
| 大阪府 | 大阪市 | 195,531 | 51,334 | 55,000 | 5,779 | 4,909 | 8,508 | 4,305 | 12,246 | 0 | 31,621 | 21,828 | 21.53% | 19,500 | 215,031 | 274,021 | 3,288,252 | 1,827 | A | 2020年7月 | 748 |
| 岡山県 | 岡山市 | 196,114 | 46,612 | 41,667 | 4,867 | 7,171 | 1,136 | 33,077 | 0 | 28,417 | 24,898 | 57,535 | 21.06% | 19,600 | 215,714 | 273,249 | 3,278,988 | 1,822 | B | 2025年1月 | 265 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 196,906 | 52,243 | 54,167 | 3,818 | 8,142 | 3,519 | 15,400 | 0 | 25,843 | 23,569 | 58,184 | 21.18% | 19,600 | 216,506 | 274,690 | 3,296,280 | 1,831 | A | 2024年10月 | 163 |
| 福岡県 | 福岡市 | 188,477 | 54,445 | 40,000 | 4,434 | 7,343 | 1,228 | 12,936 | 0 | 34,425 | 25,077 | 59,221 | 22.22% | 18,800 | 207,277 | 266,498 | 3,197,981 | 1,777 | B | 2018年4月 | 267 |
| 山口県 | 山口市 | 184,796 | 43,021 | 34,633 | 5,111 | 7,039 | 1,122 | 39,211 | 0 | 27,344 | 19,659 | 49,467 | 18.19% | 18,000 | 202,796 | 252,263 | 3,027,156 | 1,682 | B | 2024年8月 | 167 |
| 長崎県 | 長崎市 | 180,760 | 48,843 | 42,000 | 4,667 | 7,895 | 1,220 | 13,016 | 0 | 28,534 | 26,082 | 53,339 | 21.16% | 18,000 | 198,760 | 252,099 | 3,025,191 | 1,681 | C | 2019年4月 | 141 |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 195,100 | 49,878 | 38,000 | 3,878 | 6,137 | 1,210 | 38,974 | 0 | 26,361 | 21,948 | 54,096 | 20.13% | 19,500 | 214,600 | 268,696 | 3,224,356 | 1,791 | C | 2024年7月 | 168 |
| 北海道 | 札幌市 | 185,798 | 45,978 | 39,000 | 4,905 | 6,922 | 4,701 | 14,459 | 0 | 35,654 | 21,674 | 58,009 | 22.11% | 18,500 | 204,298 | 262,307 | 3,147,684 | 1,749 | B | 2024年6月 | 201 |
| 茨城県 | 水戸市 | 189,297 | 45,390 | 36,458 | 3,595 | 8,892 | 1,007 | 33,018 | 0 | 28,814 | 22,902 | 57,375 | 21.60% | 18,900 | 208,197 | 265,572 | 3,186,861 | 1,770 | B | 2020年7月 | 190 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 175,940 | 44,206 | 46,000 | 3,972 | 5,594 | 2,106 | 17,702 | 0 | 29,512 | 19,547 | 50,492 | 20.70% | 17,500 | 193,440 | 243,932 | 2,927,184 | 1,626 | B | 2022年6月 | 112 |
| 大分県 | 大分市 | 187,077 | 42,755 | 39,000 | 4,226 | 4,478 | 2,248 | 36,302 | 0 | 26,635 | 23,873 | 53,037 | 20.49% | 18,700 | 205,777 | 258,814 | 3,105,768 | 1,725 | C | 2021年6月 | 109 |
| 沖縄県 | 那覇市 | 179,439 | 41,266 | 36,458 | 8,764 | 3,826 | 5,021 | 1,142 | 33,794 | 0 | 25,620 | 23,548 | 19.88% | 17,900 | 197,339 | 246,316 | 2,955,792 | 1,642 | C | 2020年7月 | 84 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 178,127 | 39,025 | 34,500 | 8,150 | 3,561 | 1,184 | 41,856 | 0 | 25,964 | 18,252 | 46,045 | 19.03% | 17,800 | 195,927 | 241,972 | 2,903,664 | 1,613 | C | 2019年12月 | 111 |
| 広島県 | 広島市 | 152,021 | 35,768 | 37,000 | 3,677 | 7,170 | 6,372 | 12,464 | 0 | 26,866 | 13,756 | 43,838 | 20.76% | 15,132 | 167,153 | 210,991 | 2,531,892 | 1,407 | B | 2016年1月 | 70 |

【談話】第74回中央最低賃金審議会「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について」に対する見解

2026年6月30日
全国労働組合総連合
事務局長 黒澤幸一

中央最低賃金審議会は6月25日、臨時会議を開き、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」を取りまとめた。これは、2026年度の最低賃金改定審議に反映させるため、改定審議の開始に先立ち取りまとめたものである。

報告は、2025年度最低賃金改定で39道府県が中央の目安額を上回る答申を行ったことについて、その背景に「近隣県との競争意識」や「最下位回避の意識」があったとの認識を示すとともに、「地方最低賃金審議会の決定が地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切ではない」とした。

しかし、この整理は、昨年度の地方最低賃金審議会の議論や判断を十分踏まえたものとは言えない。地方最低賃金審議会に対し、目安額を大きく上回る答申を行うことを抑制し、中央が一律に目安額に沿った審議を求めるメッセージとして受け止められかねず、地方審議会の自主的・主体的な判断を萎縮させることが懸念される。

物価高騰が長期化するなか、賃金の引き上げは物価上昇に追いつかず、実質賃金は4年連続で低下している。最低賃金近傍で働く労働者からは、食費や光熱費を切り詰め、受診を控え、携帯電話を夫婦で1台にするなど、必要な支出さえ抑えざるを得ない実態が寄せられている。

昨年度、多くの地方最低賃金審議会が目安額を上回る答申を行った背景には、「最低賃金を引き上げてほしい」「働けば普通に暮らせる賃金にしてほしい」という労働者・住民の要求があった。また、最低賃金の低さによる就業者の他県への流出や人手不足に対する地域の危機感もあった。目安額を上回る答申は、こうした地域の実情と要求を踏まえた地方最低賃金審議会の自主的な判断であり、その意向は尊重されるべきである。

最低賃金法第9条は、生計費、賃金および通常の事業の賃金支払能力を考慮して最低賃金を決定することを求めている。しかし、四半世紀に及ぶ実質賃金の低下、さらには近年の急激な物価高騰によって労働者の暮らしが一層厳しさを増しているにもかかわらず、今回の整理は、最も重視されるべき生計費の実態について十分に踏み込んでいない。

全労連と各地方組織が実施してきた最低生計費試算調査は、健康で文化的な生活には時給1800円台から1900円台が必要であり、都市部と地方との間で生計費に大きな格差がないことを明らかにしている。それにもかかわらず、最低賃金には依然として大きな地域間格差が残されており、最低生計費と最低賃金との乖離は地方ほど深刻である。このことは、全国一律最低賃金制度の必要性を裏付けるとともに、全労連が掲げてきた「全国一律

で今すぐ 1700 円、めざせ 2000 円」という要求の妥当性を示している。

政府はこれまで掲げていた最低賃金目標の「2020 年代に全国加重平均時給 1500 円」を「2030 年代前半」へ先送りするとみられる。しかし、最低生計費試算調査の結果から見れば、1500 円は通過点にすぎず、その早期実現は待ったなしの課題である。

発効日について、報告が早期発効の重要性を示し、発効日を引上げ額との「交渉材料」とすべきではないと整理したことは評価できる。一方で、目安額を上回る引上げ額と指定日発効を結び付ける方向で受け止められかねないことを懸念する。大幅引上げと早期発効は、いずれも最低賃金制度の目的に照らして追求されるべき課題である。

物価高騰と実質賃金の低下が続くなかで求められるのは、地方最低賃金審議会への事実上の引き上げ抑制ではなく、すべての「労働者の生活の安定」が図られるように、生計費の実態に立脚した最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消である。

2025 年改定での「発効日の先送り・分散化」、そして、「近隣県等との競争意識」「最下位回避の意識」「地域間の過度な競争」の問題も、すべて制度が地域別であるがために起きた問題であると考ええる。整理の中でそのことが全く触れられていないことに強い違和感を覚えるとともに、地域別最低賃金制度であることの弊害を覆い隠す意図すら感じられる。解決には、最低賃金制度を地域別から全国一律にすることが唯一の解決策であることは明白である。

全労連は、現在行われている「目安制度の在り方に関する全員協議会」および 2026 年度の最低賃金改定審議において、「地域別制度」を解消する決断をすることを求める。また、中央最低賃金審議会として政府に対し、全国一律最低賃金制度への法改正を求める意見表明がなされることを強く求める。

以 上

2026年6月26日

地方最低賃金審議会 御中

新潟県弁護士会

会長 大田 陸 介

(公印省略)

会長声明の送付について

当会は、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の是正及び中小零細企業への実効的支援等の実施を求める会長声明」を公表しましたので、ご送付申し上げます。



最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の是正及び 中小零細企業への実効的支援等の実施を求める会長声明

新潟地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の厚生労働大臣への答申を踏まえ、8月に本県の最低賃金改定額を新潟労働局長に答申する。

最低賃金制度の目的は、労働者に対し賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図ることにあるから、最低賃金の額は、労働者が人間らしく、健康で文化的な生活を自ら維持していくに足りるものでなければならない。

現在、新潟県の最低賃金は時給1050円である。この水準で、1日8時間、月21.6日間働いた場合、月収は約18万2000円、年収は約218万円にとどまる。しかし、労働組合の全国組織が学者と協力して調査した結果には、2025年6月時点の新潟県の最低生計費を月額27万円程度とするものもあり、上記月収を大きく上回っている。新潟市内の消費者物価指数も上昇を続けている現状を踏まえれば、労働者の生活を守るため、本年もなお最低賃金の大幅な引上げが不可欠である。

他方で、最低賃金の大幅な引上げは、特に体力の乏しい中小零細企業の経営に影響を与えることとなる。そのため、今後、更に最低賃金を引き上げていくに当たっては、独占禁止法や取適法をこれまで以上に積極的に運用し、中小零細企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保険料の事業主負担分の減免等中小零細企業への実効的支援策を実現することで最低賃金の引上げを中小零細企業側から支えていくことも不可欠である。

また、わが国においては最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題である。2025年10月に改定された最低賃金は、最も高い東京都で時給1226円であるのに対し、最も低い高知県、宮崎県、沖縄県は時給1023円であり、203円の開きがある。新潟県の最低賃金も、東京都に比べて176円低く、全国加重平均（1121円）と比べても71円低くなっている。最低賃金の地域間格差は、地方から都市部への人材流出の一因とも指摘されており、地方の人手不足を深刻化させている。新潟県内においても、地域経済の維持、活性化のためには、最低賃金の地域間格差を解消し人材流出を食い止めることが急務である。

そのため、当会は、中央最低賃金審議会には地域別最低賃金改定額の目安を、新潟地方最低賃金審議会には新潟県の地域別最低賃金を、それぞれ大幅に引き上げる内容の答申をすべきことを求め、国に対して、中小零細企業に対するさらなる実効的な支援策等を実施し最低賃金引上げを支えるとともに、最低賃金の地域間格差是正により、新潟県内の人口流出に歯止めをかけ、地域経済の活性化に寄与すること

を求める。

2026年(令和8年)6月25日

新潟県弁護士会
会長 大田 陸介

